

金沢市地域福祉計画2018 成年後見制度利用促進編(仮称)骨子案について パブリックコメントにおけるご意見等と金沢市の考え方

1 募集期間

令和2年11月10日（火）から令和2年12月9日（水）まで

2 募集方法

メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参

3 意見数

(1) 意見者数 2名 (2) 意見数 6件

No.	ご意見の概要	金沢市の考え方
1	成年後見人等への報酬助成制度の拡充が重要である。	成年後見制度の利用を必要としている方が安心して利用できるよう、報酬助成のあり方について検討していきます。
2	骨子案の全体構成及び内容は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画策定のための手引きに基づいており、基本的に賛成する。	計画についても法令等に沿った構成・内容となるよう策定していきます。
3	計画の方向性については、国の基本計画で示されている市町村計画に盛り込むことが望ましい内容が網羅されており妥当と考えるが、先行する他の市町と比べて計画期間が2年間と短いことから、計画の実現のためには、相応に力を入れて取り組んでいくことが必要だと思う。	今回の計画は、「金沢市地域福祉計画2018」本編における基本目標「③福祉サービス基盤の強化」の「IV. 人権の尊重と権利擁護の推進」の重点取組事項「成年後見制度を利用しやすい環境の整備」の具現化を目標とし、本計画期間（2022年度まで）においては、特に、成年後見制度の利用促進に向けた体制づくりを柱に取り組むこととします。
4	骨子案5ページの「取組事項」の「（2）成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用」について、骨子案3ページの「5 制度の利用促進に向け取り組むべき課題」①、②では、成年後見制度の利用者が少ないことについて、「制度の周知や理解が不十分」「制度が複雑で手間がかかる」こと等を挙げているが、実際の計画審議においては、もう少し踏み込んで、世間一般からも指摘を受ける「成年後見に対する批判的な意見」にも正面から向き合って議論する勇気をもって欲しい。 具体的には、制度利用について、利用者にとってはデメリットになりかねないことも含めた丁寧な事前説明が不十分であり、制度利用が伸びないのは、制度の周知や理解が不十分であったり、制度利用が複雑であることだけではないことを関係当事者は正面から議論する必要があると思う。そして、制度上の限界も踏まえて、本人の権利擁護の視点に立ち、適切な成年後見制度の利用（逆に言えば、成年後見制度の利用だけにとらわれない支援）を推進できる地域連携ネットワークの運用が必要と考える。	制度の限界やデメリットについては、制度の利用を考えている人及びその家族への丁寧な説明を行うことで、その人に合った権利擁護支援が受けられるよう、関係団体とも連携を図っていきます。

5	<p>骨子案5ページの「取組内容」の〈後見人支援機能〉について、地域連携ネットワークの機能としての取扱いは、一番最後で小さな記載だが、成年後見制度利用促進専門家会議がそのワーキンググループ等で、今後の成年後見人等の選任について、従来の考え方を変更して親族後見人候補者の選任が望ましい、と表明したことは非常に重要なことだと思う。制度創設時の理念に立ち返って、本人と長年生活を共にしてきた家族等が本人の生活を支えたいと願うことは当然で、それについて、いわゆる後見人等の「不正防止」を理由に親族後見人の比率が低下してきた事実は否定できない。新設される「地域連携ネットワーク」は、こうした家族等の願いに応えるとともに、親族後見人の後見業務を支える役割を果たしてゆくことについて、もっと優先順位を上げる必要があると考える。</p>	<p>地域連携ネットワークにおける4つの機能については、国の基本計画に沿った順に記載しております。親族後見人への支援体制については、今後、検討していきたいと考えています。</p>
6	<p>骨子案5ページの「取組内容」の〈協議会〉について、成年後見制度に関する専門職団体として、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の3団体が具体的に取り上げられているが、石川県には長年「成年後見制度連絡協議会」に参加して相互に交流してきた実績があり、そこに参加している他団体（税理士会、社会保険労務士会（社労士成年後見センター）、行政書士会（コスモス成年後見サポートセンター））も含めた構成を是非検討してほしい。</p>	<p>協議会の構成メンバー（団体）については、今後検討していきますが、ご意見は参考にさせていただきます。</p>

(注) ご意見については、一部要約して記載しております。